

概要版

惠庭市空家等対策 計画



惠庭市生活環境部



人口減少、高齢化の進展などにより、適切な管理がされていない空家等が増加し、地域住民の生活環境に悪影響を与えており、適切な対策が重要な課題となっています。

国は、平成26年11月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成、空家等に関する施策の推進を画することとしています。

計画策定の趣旨と方針

計画策定の目的

問題のある空家等の影響から地域住民の生命、身体及び財産を守り、生活環境の保全を図るため、計画の中では取り組むべき施策等の方針を示し、それにより本市における、空家等対策の推進及び空家等の利活用を促進します。

市民が安全安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図ります。

計画の基本的な方針と目標

方針

- ①空家等が地域に悪影響を及ぼさないよう、所有者の管理責任の自覚を促し、空家等となることを未然に防ぐよう必要な処置を講じます。
- ②空家等を地域資源としての活用を促進するため、情報収集、整理、発信等を行います。
- ③市、市民、所有者等及び事業者が相互に密接な連携を図り、協働して行います。

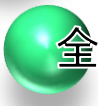
目標

- ①良好な環境で快適に暮らせるまち
- ②安全・安心が守られるまち
- ③災害に強いまち
- ④移住・定住促進により活気あるまち



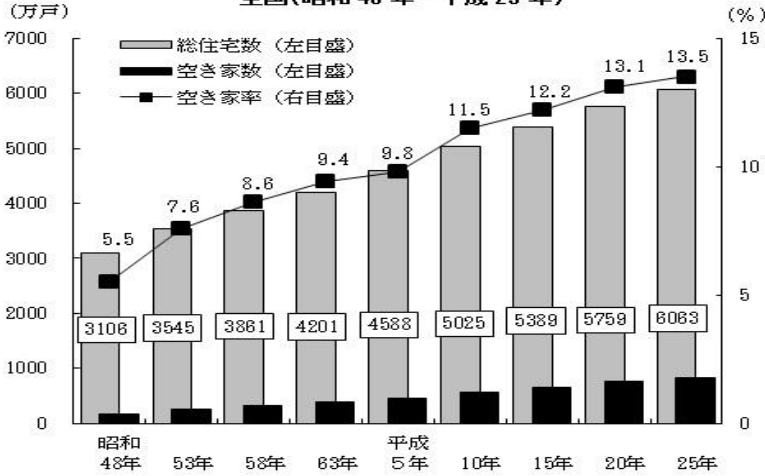


空家等の現状と課題



全国・北海道の現状

図 1-1 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移
-全国(昭和48年～平成25年)



全国の空き家数及び空き家率の推移を見ると、昭和48年から空き家数及び空き家率ともに伸び続けており、平成25年住宅・土地統計調査では、空き家は820万戸、空き家率は13.5%と、いずれも過去最高となっています。

北海道の空き家も増加を続けており、平成25年統計調査では、空き家388,200戸、空き家率は14.1%となっています。



恵庭市の現状

平成25年の住宅土地統計調査によると、本市の空き家は2,890戸、空き家率は9.7%でした。これは全国、北海道と比べて、低い割合となっていますが、今後、人口減少や高齢化の進展により、空き家のますますの増加が懸念されています。

平成25年度 恵庭市内空き家状況数

単位 (戸)

全戸数 29,740	市内空き家数 2,890	内 訳			
		賃貸	売却	二次的住宅	その他
	2,030	50	20	790	



課題

- ・ 近隣への悪影響 (倒壊の危険、衛生状態・環境悪化)
- ・ 地域全体への悪影響 (防災・防犯、景観悪化)
- ・ 私有財産であり、行政としての対応の限界
- ・ 地域の活力の低下 (過疎化、空洞化)
- ・ 人口減等による、さらなる空き家の増加による問題の増大





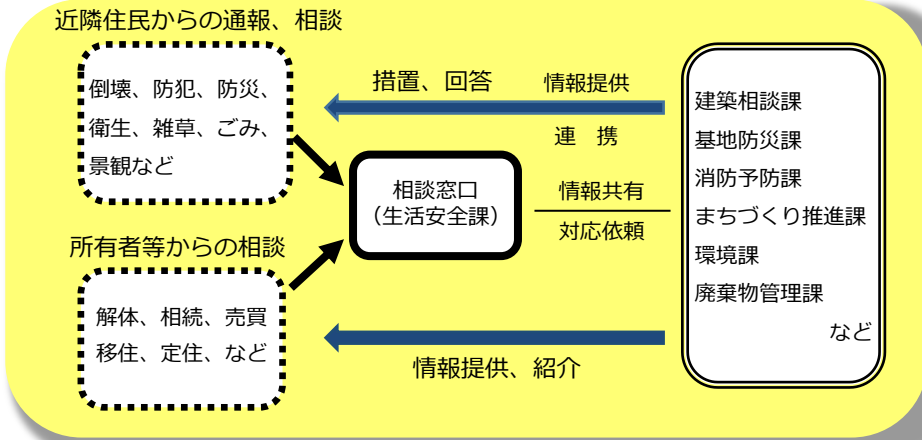
空家等の対策



所有者による適切な管理の推進

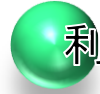


相談対応 市民からの通報・相談に対処できるよう体制を整えます。



関係団体との連携

空家等対策の推進のため、建築、不動産、法律、金融等の関係団体と連携を図り、空家等の問題に取り組みます。



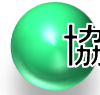
利活用の促進

利用可能な空家等については、移住・定住促進、第三者による利活用など積極的に有効活用することで、建物の継続利用、住替え促進を図ります。



空家等に対する措置

特定空家等の認定、調査、指導・助言、勧告、命令、行政代執行を「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に基づいて行います。



協議会の設置

特別措置法第7条1項に基づき、市長のほか地域住民、法務・不動産・福祉等に関する各学識経験者等により構成する「恵庭市空家等対策協議会」を設置し、市が講じる空家等対策について協議します。



特措法適用除外建物に対する措置

使用されている建物であっても、老朽化が激しく倒壊の恐れがある建物、廃棄物をため込み、衛生上有害となる恐れがある建物などに対して必要な措置を講じます。

